

1 調査設計業務等の技術者基準日額（令和7年度）

(1) 設計業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	88,600	55
技師長	77,500	55
主任技師	66,900	55
技師A	59,600	55
技師B	48,500	55
技師C	40,300	55
技術員	36,100	55

(2) 測量業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	60,600	55
測量技師	52,300	55
測量技師補	41,100	55
測量助手	34,900	55
測量補助員	28,700	65
操縦士	56,300	60
整備士	43,200	60
撮影士	48,200	55
撮影助手	36,400	55
測量船操縦士	38,300	55

(3) 地質、土質調査業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	56,000	60
主任地質調査員	43,800	60
地質調査員	34,100	60

※「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

※技術者の職種に関する定義等については、国土交通省設計業務等標準積算書（参考資料）に示す内容による。

(4) 記録映像製作業務関係

技術者の職種	基準日額(円)	適用
プロデューサー	59,600	(設計) 技師A相当
製作主任	41,100	(測量) 技師補相当
シナリオライター	60,600	(測量) 主任技師相当
演出者	60,600	(測量) 主任技師相当
撮影技師	60,600	(測量) 主任技師相当
録音技師	52,300	(測量) 技師相当
照明技師	52,300	(測量) 技師相当
助手	41,100	(測量) 技師補相当

※各技術者の職種における割増対象賃金比及び旅費算定の公務員相当級については、適用欄に記載の職種のを適用する。

2 施設機械工事等の労務単価（令和7年度）

職種	労務単価 (円/人)	割増対象 賃金比	職種の内容
製 作 工	31,200	—	施設機械設備の製作に従事する者
据 付 工	30,300	0.699	施設機械設備の据付に従事する者
機 械 工	※	※	発電設備の設置に従事する者（※単価は公共工事労務単価の「溶接工」を準用する。）
点 検 整 備 工	30,300	0.699	施設機械設備の点検整備に従事する者
電気通信技術者	38,800	0.640	電気通信設備の設置を主体的に行う者
電気通信技術員	26,100	0.640	電気通信設備の設置を技術者の指示に従って行う者
点 検 技 術 者	38,600	0.610	電気通信施設の点検を主体的に行う者
点 検 技 術 員	29,700	0.610	電気通信施設の点検を技術者の指示に従って行う者
運転監視技術員	29,700	0.610	電気通信施設の運転監視を発注者の指示に従って行う者
鋼 橋 製 作 工	31,200	—	鋼橋の製作に従事する者